

和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

第1 設置

大規模災害時における要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、和歌山県内の福祉関係団体が連携して活動を行うため、和歌山県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 大規模災害
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があること認められる規模の災害
- (2) 避難所等
一般避難所、福祉避難所、その他災害時に要配慮者を受け入れる施設
- (3) 要配慮者
高齢者、障害児・者、乳幼児、その他災害時に特別な配慮を必要とする者
- (4) 和歌山県災害派遣福祉チーム
福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害時に避難所等において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (5) チーム員
チームを構成する者

第3 構成

ネットワークの構成団体は、別表のとおりとする。

第4 事務局

ネットワーク事務局は、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課及び和歌山県社会福祉協議会に置くものとする。

第5 活動

ネットワークは、大規模災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行う。

- (1) チーム組成の方法及び活動内容等
- (2) チームの派遣決定及び情報収集の方法
- (3) 災害時におけるネットワーク構成員の役割分担
- (4) 費用負担
- (5) 保健医療関係者との連携
- (6) チーム員に対する研修及び訓練等

- (7) 受援体制の構築
- (8) 県民に対する広報・啓発
- (9) その他災害時における福祉支援体制に必要な事項

第6 会議

- 1 ネットワーク会議は、ネットワーク事務局がこれを招集する。
- 2 ネットワーク会議は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、大規模災害発生時等ネットワーク事務局が緊急と認める場合はこの限りではない。

第7 その他

この要綱に定めのない事項については、ネットワーク会議で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

別表（第3関係）

ネットワーク構成団体名
和歌山県社会福祉法人経営者協議会
和歌山県児童福祉施設連絡協議会
一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会
和歌山県訪問介護事業所協議会
和歌山県知的障害者福祉協会
和歌山県療護施設連絡協議会
和歌山県保育連合会
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県